

第1号通所事業 運営規程

ルーエハイム 椿

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人博愛会の事業目的に準ずることとし、開設する指定第一号通所事業（以下「事業という）を行う指定第1号通所事業所（以下「事業者」という）の適正な運営を確保するための事項を定める。指定第1号通所事業所の生活相談員又は、看護師・准看護師・介護職員（以下「従事者」という）と機能訓練指導員が、要支援認定者に対して日帰りにて、入浴・食事の提供等の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスである。

(運営の方針)

第2条 社会福祉法人博愛会の運営の方針に準ずることとし、事業所の従事者等は、要支援状態になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次の通りとする。

- 一 名称 デイサービスセンター ルーエハイム椿
- 二 所在地 鈴鹿市山本町中辻748番10

(従事者の職種・員数・及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種・員数・及び職務内容は、次の通りとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務1名）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 4名（常勤・専従1名、常勤・兼務3名）
事業所に対する介護予防通所介護の申し込みに係る調整、介護計画の作成等を行う。
- 三 看護職員 5名（常勤・兼務1名、非常勤・兼務4名）
日常生活の健康管理および援助を行う。
- 四 介護職員 5名（常勤・兼務3名、非常勤・専従2名）
日常生活の援助を行なう。
- 五 機能訓練指導員 5名（常勤・兼務1名、非常勤・兼務4名）
個々の有する能力に応じて機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日と祝・祭日とする。但し休日は日曜日と1月1日～1月3日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定第1号通所事業の利用定員)

第6条 指定第1号通所事業の利用定員は、次のとおりとする。

- 一 利用定員 18名

(指定第1号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 指定第1号通所事業の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活援助
- 二 機能訓練指導
- 2 事業者は、次の号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 食材費 1食 628円
 - 二 前号に掲げるもののほか、第1号通所事業に提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であり、利用者負担させることが適当と認められる費用
- 3 指定第1号通所事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用をあらかじめ説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鈴鹿市、亀山市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 指定第1号通所事業の提供に当たっては、介護予防計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行う。
- 2 従事者は、懇切丁寧に第1号通所事業の提供を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの方法など理解しやすいように説明を行う。
 - 3 指定第1号通所事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスの提供を行う。
 - 4 指定第1号通所事業は、常に利用者の心身の状態を的確に把握し、相談援助等の生活指導、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護・要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整える。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護・介護職員等は、指定第1号通所事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 社会福祉法人 博愛会の管理規程に準ずるものとし、管理者（施設長）、博愛会で定めた防火管理者は、指定第1号通所事業の非常災害対策を行うものとする。

- 一 消火訓練・避難訓練・救出訓練等の合同訓練（年2回以上実施）

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は事業所内において感染症の発生又はその蔓延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第13条 従事者は、「個人情報保護に関する誓約書」を提出しなければならない。

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、指定第1号通所事業従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は第1号通所事業サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業所に連絡するとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行なう。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供した第1号通所事業にかかる利用者又は家族からの苦情に迅速、且つ適切に対応する為に苦情窓口を設置する。

- 2 苦情解決責任者は施設長とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(任意事項)

第17条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1、この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、平成 21 年 1 月 5 日 一部改正
- 3、平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
- 4、平成 24 年 1 月 1 日 一部改正
- 5、平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
- 6、平成 26 年 4 月 1 日 一部改正
- 7、平成 26 年 9 月 1 日 一部改正
- 8、平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
- 9、平成 29 年 9 月 1 日 一部改正
- 10、平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
- 11、令和 1 年 6 月 1 日 一部改正
- 12、令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
- 13、令和 4 年 4 月 1 日 一部改正
- 14、令和 4 年 5 月 1 日 一部改正
- 15、令和 5 年 7 月 1 日 一部改正
- 16、令和 6 年 7 月 1 日 一部修正
- 17、令和 7 年 4 月 1 日 一部修正